

北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議 (第15回)

議 事 録

と き : 平成21年6月4日(木) 14:30~
と ころ : P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

本日は、お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

私は、事務局を担当しております北海道環境生活部環境局循環型社会推進課長の小林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思いますが、本日の会議はおおむね16時30分をめぐりに終了したいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、あらかじめ事務局から出席者の皆様へのお願いがございます。

本会議は議事録を作成いたしまして公表することとしておりますので、ご意見、ご質問等の場合にはマイクを使用してお発言いただきますようによろしくごお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の原口よりごあいさつを申し上げます。

【原口局長】

ただいまご紹介いただきました北海道環境生活部環境局長の原口でございます。

本日は、委員の皆様、オブザーバーの皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、4月の人事異動によりまして、監視円卓会議を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、この円卓会議もこの4月で3期目となりまして、本日は通算第15回目の開催ということでございます。新たに委員にご就任いただいた3名の皆様、それから、引き続き委員にご就任いただいている皆様に、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

申すまでもなく、この円卓会議は、PCB処理事業が安全、確実に進められるよう、事業を監視し、さまざまな情報を住民を含めた関係者が共有いたしまして、相互の理解を深めていくいわゆるリスクコミュニケーションの場として設置しているものでございます。今後とも、皆様からご意見をいただいて進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本事業につきましては、昨年5月の操業開始から約1年を経過しまして、この間、室蘭市及び日本環境安全事業株式会社をはじめ、関係者の連携・協力のもと、おおむね順調に事業が進んできてございます。しかしながら、幾つか運転上のトラブルなどが発生しており、その都度、適切な対応がなされているとの報告を受けてございますけれども、今後とも、日本環境安全事業株式会社においては、安全確保に万全を期してPCB廃棄物処理事業を進めていきたいと考えております。

本日は、日本環境安全事業株式会社から北海道事業の進捗状況や、増設事業について報告をいただいた後、北海道からも環境モニタリング等についてご説明をする予定としております。

限られた時間でございますけれども、皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

【事務局】

続きまして、室蘭市の田中生活環境部長からごあいさつを申し上げます。

【田中部長】

室蘭市生活環境部長の田中でございます。

本日は、委員の皆様、オブザーバーの皆様方には、非常にお忙しい中、また雨まじりの中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

円卓会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

北海道事業につきましては、昨年5月に操業が開始されまして、市としての役割も、これまでの処理事業の立ち上げ、あるいは、調整といった局面から、事業の監視という業務が中心にシフトされてきておりますので、この4月に市役所の担当といたしましても、部分的な所管替えを行ったところでございます。運転の監視につきましては、私ども廃棄物処理を常日ごろ所管しております生活環境部が所管となってございますので、ご報告したいと思います。

北海道事業につきましては、昨年の操業開始以来、大きな事故もなく、ほぼ順調に処理が進められていると伺っております。しかしながら、本年2月には作業員のけがが2件ほどあったと伺っておりますし、今回、後ほどJESCOの方から報告がありますが、浄化槽処理水の放流停止といった事象についても伺っているところでございます。操業開始からちょうど1年が経過いたしましたけれども、ややもすると、緊張感が緩んでくるような時期にも差しかかっているのではないかと思いますので、いま一度、引き締めて、安全を第一に処理を進めていきたい、市もこのように考えているところでございます。

また、今回の会議から監視円卓会議の委員の皆様も一部交代がございまして、新しい体制になっております。市といたしましても、今後の安全性の確保に向けまして、皆様からのご意見を十分に生かしていきたいと考えてございますので、限られた時間でございますけれども、活発なご意見をいただきたいと存じます。

本日は、よろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、オブザーバーといたしまして、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物

課の坂川課長にご出席をいただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【坂川課長】

環境省産業廃棄物課長の坂川でございます。よろしくお願いたします。

本日もご出席の皆様方、また、室蘭市、北海道の皆様方には、PCB廃棄物の処理に関しまして、従前より格別のご理解、ご協力をいただいております、大変ありがとうございます。

私ども環境省の廃棄物行政の中で、PCB廃棄物の適切な処理は大変重要な政策課題でございます。PCBに関しましては、皆様ご存じのように、昭和47年に新たな製造、販売が行われなくなってから、かなり長期の期間、処理施設ができなかったという背景もござい

ます。また、PCBの処理に関しては、特に安全性に留意しながら実施していく必要があるものでございます。政府におきましては、日本環境安全事業株式会社を設立し、全国の処理体制を整備していくという方針をもとに今まで進めてきたところでございます。

ここ室蘭におきましても、昨年5月に処理が開始されまして、約1年が経過いたしました。この間、比較的順調に処理が進められてきたと考えておりますが、今後も安全性に十分留意しながら、きちんとした処理を進めていかなければならないと考えております。

同時に、PCB廃棄物の処理に関しましては、地元の方々、また関係者の方々に十分情報提供しながら、ご理解を得ていきながら進めていかなければいけないと考えております。

私ども環境省におきましても、PCB廃棄物の処理を目的とする廃棄物処理の推進を今後とも引き続き行っていきたいと考えておりますので、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

【事務局】

ありがとうございました。

2. 委員紹介

【事務局】

ここで、本日は初めての委員もいらっしゃいますことから、本日もご出席の皆様のご紹介をさせていただきます。

最初に、委員をご紹介させていただきますと思います。

まず、特定非営利活動法人室蘭地域再生工場理事長の藤当満委員です。

PCB処理の安全性を考える会共同代表の西原羊一委員です。

室蘭商工会議所副会頭の中村明海委員です。本日もご出席の予定ですが、まだお見えになっていないようでございます。

室蘭市女性団体連絡協議会会長の時田昭子委員でございます。

室蘭市連合町会協議会会長の熊谷富男委員です。

室蘭漁業協同組合副組合長理事の一戸鉄男委員です。

室蘭工業大学建設システム工学科講師の吉田英樹委員です。

北海道大学環境ナノ・バイオ工学センター客員教授の眞柄泰基委員です。

北海道大学大学院保健科学研究院教授の齋藤健委員です。

続きまして、公募委員の黒川多美子委員です。

橋本忠雄委員です。

山形公之委員です。

吉田隆男委員です。

和歌宏晏委員です。

なお、本日は欠席されておりますが、環境ネットむろらん代表の西畑常夫委員には、引き続き、委員にご就任をいただいております。

続きまして、近隣市町村のご意見を伺うため参画をお願いしております伊達市及び登別市からのご出席者をご紹介します。

伊達市経済環境部環境衛生課の村田参事です。

登別市市民生活部環境対策室の菅野室長です。

続きまして、環境省からの出席者をご紹介します。

先ほどごあいさつをいただきました産業廃棄物課の坂川課長です。

同じく、高橋課長補佐です。

続きまして、日本環境安全事業株式会社からの出席者をご紹介します。

本社事業部の齊藤部長です。

同じく、須藤審議役です。

同じく、安全操業課の木村上席調査役です。

北海道事業所の吉本所長です。

同じく、望月副所長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

初めに、室蘭市から、先ほどごあいさついただきました田中生活環境部長です。

佐藤経済部長です。

最後に、北海道でございますが、先ほどごあいさついたしました原口環境局長でございます。

循環型社会推進課の矢原主幹です。

以上でございます。

3. 委員長選出

【事務局】

続きまして、本日の円卓会議は3期目を迎えて初めての開催となりますことから、こ

ここで委員長を選出いただきたいと思います。

委員長につきましては、お手元にお配りしました北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領の第4条におきまして、委員の互選により選出することになっております。

それでは、委員長の選出をお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

時田委員、どうぞ。

【委員】

眞柄委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

ただいま、時田委員より、引き続き眞柄委員というお話がありましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【事務局】

ありがとうございます。

異議なしとのお声ですので、委員長につきましては眞柄委員にお願いしたいと思います。

眞柄委員、よろしくお願いいいたします。

【委員長】

眞柄でございます。

3期目に入りましたが、引き続き監視円卓会議の委員長を務めさせていただきます。

先ほど来、お話がありましたように、操業が開始されて1年経ちました。軽微なトラブルはございましたけれども、全般的に言えば、ほぼ順調にPCBの処理事業が進んでいると理解しております。今後とも、このような状態で継続して事業が進められ、PCBの処理が完了することを願っておりますが、このような事業は、いずれにしても、室蘭市あるいは近隣の地方自治体のご理解があってこそできるものでございます。それには、当然のことながら、市民の方々にこの事業の内容をよく承知していただき、また、その進行状況がどのようなものであるかを承知していくことが一番大事なことだと思っております。その役割を担うのがこの監視円卓会議でございますので、委員の皆様のご協力をこれまで以上にいただいて、この職責を皆さん方と果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、眞柄委員長にお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

4. 議 事

【委員長】 先ほどご紹介がありましたが、第4条に副委員長を置くことになっております。引き続き、吉田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。初めに、配付資料の確認をしたいと思っておりますので、事務局から確認してください。

【事務局】

担当をしております山岸と申します。よろしくお願いいたします。

では、私の方から、配付資料の確認をさせていただきます。

お配りしてある次第に配付資料1から10まで記載しております。委員の皆様には事前に資料をお送りしていたのですが、本日、机の上に差しかえ分として資料2-2、資料8、資料10、また出席者名簿の計4種類をお配りしておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思っております。もし、お手元に不足している資料がございましたら、お申し出いただければお持ちします。

それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。

もし何かあれば、後からでもお申し出ください。

それでは、まず最初に、前回の議事録でございます。

これにつきましては、既に委員の皆さん方にご確認をいただいておりますので、ご意見、ご指摘等がなければこの場で承認することとしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、議事(2)の北海道事業の進捗状況等について、ご説明ください。

【JESCO】

JESCO本社事業部長の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

この議題に関しますJESCO側からの説明の内容は非常に盛りだくさんで、45分くらいの時間を事務局からいただいております。その冒頭の5分ほどおかりいたしまして、私からは、JESCO事業全体の状況について簡単にご説明するとともに、増設事業についても資料をご用意しておりますので、説明させていただきます。

資料2-1をごらんいただきたいと思っております。

資料2 - 1は、従前の円卓会議では、この資料だけをもって全体の説明をしておりましたが、きょうは処理状況について別に資料を用意しております。

まず、資料2 - 1ですが、各事業の沿革を書いております。

これは、1点だけ、一番上に北九州第2期施設建設中とございます。これにつきましては、2期事業は大きく分けて二つありまして、トランス・コンデンサの処理能力を最初の0.5トンから1.5トンの3倍に拡大するというトランス・コンデンサ部分と、その他物を処理しますプラズマ溶融分解、この大きく二つに分かれます。

このうち、トランス・コンデンサにつきましては、既に試運転等々が終わりました、今週の6月1日から操業を開始しているところでございます。資料は5月現在ということで、そこまで記載しておりません。一方、プラズマ溶融分解施設につきましては、試運転は終了しました、今後、引き渡し、行政手続等の手順に入りまして、現在、7月に入ってから稼働が見込まれているところでございます。

資料2 - 1につきましては、以上とさせていただきます。

資料2 - 2は、ようやく昨年度は5事業、トランス・コンデンサ処理がそろったということもでございますので、その全体の処理状況をまとめたものでございます。

文章はいろいろ書いておりますけれども、めくっていただきますと、グラフがございまして、左側がトランス類の青い線でございまして、これは、20年度の月別の処理実績ということでまとめております。

一つ注意点を申し上げますと、これは台数ベースです。ですから、大型であれ、小型であれ、1台は1台ということですので、その辺が必ずしもグラフのとおり量が処理されているわけではないということと、これは処理の終わった時点でカウントしております。したがって、マニフェストを正式に発行した時点でございまして、と申しますのは、後で事業所の方から説明するのは、施設の稼働状況に着目して、処理の開始を抜油という最初の行為が始まる所でカウントしておりますので、このグラフとはずれてまいる部分がございます。

ごらんいただきますと、北九州、豊田、東京、大阪と、かなりでこぼこ等がありますけれども、トランスについてはこのような処理状況になっております。

一方、北海道事業は、従前から話しいたしましたとおり、施設稼働開始から徐々に処理能力を上げていくという取り組みをしております。

おおむね計画どおりに、このような段階的アップがごらんいただけるかと思っております。コンデンサ類につきましても同じような状況にあると思っております。

また、東京事業で、多少、中が抜けております部分は、中規模な施設改修をこの時期にやりましたものですから少し落ちているということです。

それから、4ページ目には、参考までにPCB分解量としてカウントしたものをグラフ化しております。これも、先ほど申し上げましたように、北海道事業については段階的処理能力向上が見てとれるかと思っております。

これらを操業開始、北九州の16年以降からまとめたのが5ページの表でございまして、

裏に、それが全体の数量に対してどの程度までいっているのかを、ベースとしている数字は、現在、JESCOで処理が見込まれると把握しているものでございまして、下の折れ線グラフのように、色のついた部分までが処理が進んだところです。ですから、これを毎年積み重ねることによって全体を埋めていくということで取り組んでまいります。

時間も限られておりますので、資料2 - 3の増設事業に関する取り組みの経緯についてご説明させていただきます。

新聞記事等々でいろいろ報道されておりますけれども、今まで増設事業を円卓会議にもご報告し、ご意見をいただきながら進めてきたわけですが、なかなか具体的に物事が始まらない状況になっておりますので、きょうは、その経過をおさらいといえますか、もう一度ご説明をさせていただきたいという趣旨でございます。

一昨年の5月に円卓会議の場で増設事業を進めますということを経済省の方が説明され、その後、処理技術の考え方を事業部会あるいは市民説明会ということで市民の方々にも知っていただきながら、一昨年の10月には増設事業に関する基本的な技術的事項をまとめた報告書を公開の委員会の場でつくっていただきました。

それに引き続きまして、市民セミナーも開催し、増設の説明をしておりました。

その後、円卓会議にも適宜ご報告しながら、所用の行政手続、国の基本計画変更、あるいは、うちの処理計画変更を行いまして、一昨年の10月に入札・公告ということで発注手続が始まりました。そして、半年ほど時間をかけて技術審査等を行った結果を踏まえて入札を行いました。それが昨年3月4日になります。その結果につきましては、広域協議会の場ですとかで逐次説明しておりましたが、地元の受け入れ条件にあまり合わないのではないかとということで、市の方から容認をしていただくことができず、それ以降、協議を重ねてきたわけでございます。その間、昨年、当初施設の稼働が開始されました。

昨年いっぱいまで、何とか現契約を生かした形で事業を執行できないかということで室蘭市と適宜調整をしましてまいりましたが、昨年12月に室蘭市長が環境大臣を訪問されて、今の形で進めていただくわけにはいかないという強い意思表示がございました。そのため、当社といたしましても、このままの形で強行することは地元の理解、協力が得られないということで、こういった性質の事業でございますので、今の形での強行はしないという意味で、凍結を、ゴールデンウィーク前の4月27日に当社社長が参って室蘭市長に表明させていただきました。現在、再構築ということで関係機関と協議を重ねているところでございまして、そういう形で見えてきましたら、この場でもご報告するなり、ご意見をいただくなりということを考えております。

以上、非常に簡単ですけれども、増設事業に関しましてご説明させていただきました。

私の方からは以上です。

【JESCO】

ことしの4月から前任の油井所長が6年勤めました後、引き継いでおります吉本と申しま

す。よろしく申し上げます。

私の方からは、北海道事業の進捗状況ということで、経過と稼働状況、資料3-1、3-2を説明させていただきます。

まず、経過でございますが、平成16年4月1日、北海道事業所設立とございます。日本環境安全事業株式会社、JESCOは、旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業などを継承しまして、平成16年4月1日に100%政府出資によります特殊会社となっておりますが、北海道事業所は、旧環境事業団でありました平成15年4月から輪西町に事務所を設置しております。

平成16年7月2日になりますが、このころから広域協議会を開催しております。広域協議会は、室蘭市でPCB廃棄物処理事業の推進に当たりまして、広域処理地域となります道、室蘭市及び関係15県がPCB廃棄物処理の安全・確実及び運搬に関する調整を図る会議となっております、これまで15回開催しております。

平成17年9月6日から第1回監視円卓会議を開催しております。本日を含めまして15回となっております。

平成17年11月7日でございますが、北海道、室蘭市、JESCOの3者間で環境保全協定を締結しております。この協定は、室蘭市で行いますPCB処理事業に関しまして、安全性と環境保全を確保しつつ、確実に推進するため、3者間で事業推進に向けて具体的な事項、例えば運転の停止をしたとき、あるいは再開をするとき、環境モニタリング、あるいは排出モニタリングの基準などを交わした協定となっております。

19年6月から11月にかけてまして、試運転、操業に向けまして、防災訓練などを消防署のご協力をいただきまして行っております。

19年10月19日になりますが、PCB処理等の情報を提供するこの施設になりますが、PCB処理情報センターの開業式を行いまして、見学者を受け入れられる体制にしております。

2ページになりますが、北海道事業所もほかの事業所と同様でございますが、操業前に試運転を行っております。特に、平成20年1月から3月にかけてまして、PCB廃棄物、きょう見ていただきましたトランス・コンデンサを受け入れまして、施設を動かしております。私どもは負荷運転と申しますが、その試運転に使用しますコンデンサ・トランス類を1月7日から受け始めております。

平成20年4月1日でございますが、北海道施設で潤滑油の漏れを発生させました。4月から操業予定でございましたが、約2カ月ほど遅れまして、平成20年5月21日に市内からPCB廃棄物、トランス・コンデンサをそれぞれ受け入れまして、操業開始をしたところでございます。

平成20年7月7日になりますが、道外から、福島県郡山市だったと思っておりますが、全国でも初めてとなりますPCB廃棄物をJR貨物で東室蘭駅に運びまして、私どもの施設に受け入れて処理を始めております。

平成20年7月7日から2月25日の間に6件のトラブルを発生させました。いずれの事象もこの円卓会議の場でご報告させていただきました。

この間、10月24日、全国で初めてとなりますが、青森室蘭港のフェリー航路を利用して、海上輸送でPCBを運搬しております。3回航路で運搬しましたが、残念ながら、現在はこの航路は使っておりません。平成21年3月31日の年度末ですが、ちょうど処理施設の見学者が、私どものこのセンターも含めまして述べ3,500人の方が見学していただいたという結果になっております。

次に、資料3に移りまして、稼働状況をご説明いたします。

まず、1ページ目でございますが、受け入れ状況を書いております。トランス・コンデンサ、PCBの油、これはドラム缶で持ち込まれるものです。それから、合計をしてもあまり意味がないかもしれませんが、それぞれの合計が右の欄に載っております。道内から持ってきたもの、道外から持ってきたものの内訳が上の表に載っております。

一番左側を見ていただきますと、平成20年5月からずっときまして、上の表の下から3行目くらいに20年度小計と書いてございます。ここに道内から108台、道外から66台のトランス類を受け入れたということがわかります。その右側には、コンデンサが道内から幾ら、道外から1,140台を受け入れたという結果が載っております。

この数値は全体の受け入れでございまして、下の表は道外のブロック別の受け入れ台数になっております。私どもの受け入れ地域は、道外を五つのブロックに分けておりまして、南東北ブロック、以下、北関東ブロックまで、各ブロックが3県ごとの割り当てになっております。下の表の一番右下を見ていただきますと、右下の合計のところです。下から3行目の平成20年の小計を見ていただきますと、トランスが66台、コンデンサ類が1,140台ということで、先ほど説明しました上の表の道外の数と一致しております。ですから、道内から幾ら、道外から幾ら、どのブロックから何台入ったかがこの内訳表で見られると思います。

次のページをごらんください。

2ページ目になりますが、2番の処理状況です。先ほど、齊藤部長から話をしましたけれども、抜油ベースということで数値が載っております。平成20年5月に操業を始めたときから、私どもの施設で、きょう現地をご案内した方にはご説明させていただきましたが、PCB油を抜くことを私どもは抜油と申します。抜油しますと、私どものシステムで何台抜油というのがカウントされますが、その段階の数字をここでは記載させていただいております。トランス類は、平成20年度では小計としまして157台、コンデンサは2,116台、参考数量として、平成20年度の処理の目標の数値を載せてあります。トランスは484台処理したかったということで計画を書いておりますが、結果的にはコンデンサについては5,656台の目標であったが、結果として2,116台であったということになります。

操業の数値が若干下がっているということは、結果としまして、私どもの操業の開始時期が遅れたということが一つです。そして、安全操業に努めたということが二つ目です。また、

若干、作業者の習熟度ということがあろうかと思っております。

下のグラフでございますが、上の段がトランス類の処理台数の推移でございます。操業当初から見ていただきますと、少しずつ上がっているのがわかるかと思えます。下は、コンデンサ類の処理台数でございます。

一番最後のグラフは、平成21年4月は、コンデンサを363台抜油しております。今月の5月の数値は載っておりませんが、405台という数値が結果として載っております。グラフでかくと、だんだん処理量が上がっていることがご理解いただけると思えます。

次の3ページになりますが、PCBの液処理の量でございます。

PCBの中には、先ほどご案内したときに、トリクロロベンゼンもトランスに入っていますとご説明いたしました。トリクロロベンゼンを除きまして、PCBだけをどのくらい処理したかという数値をまとめたものでございます。平成20年度では6万4,970トン、約65トンの処理をしたこととなります。これまで、およそ81トンの処理をしたという結果でございます。

次の4番になりますが、払い出し物の状況です。

トランス、あるいはコンデンサからは鉄や銅、アルミや処理済み油、こちらには複雑金属とあります。これらのものは有価物となります。油あるいは鉄、銅は有価物として、私どもとしてはできるだけ高く買っただけの会社に払い出しをしているものでございます。

そして、下の表は、素子、紙・木・プレスボード等がございます。コンデンサの素子等は有価物としては買っただけません。ということで、産業廃棄物として払い出しをしております。

この中で、碍子は、廃棄物のところに載っておりますが、平成20年度は有価物として払い出しをさせていただきました。碍子に一部金属がついておりまして、金属が少し高いときでございましたので、有価物として払い出しをしております。ことしからは、産業廃棄物として払い出しをしております。

細かい数値は省略させていただきますが、こういうものを処理後に有価物あるいは廃棄物で払い出しをしているという結果でございます。

私の説明は以上で終わります。

【JESCO】

北海道事業所安全対策課長の中尾でございます。

私からは、資料4-1、4-2、資料5について説明させていただきます。

まず、資料4-1は、トラブル事象等についてでございます。

前回の円卓会議はことしの3月に開催しておりますけれども、それから5月末までの間、区分4以上のトラブル事象はございませんでした。

続きまして、資料4-2でございます。

協定書第15条の規定による排出モニタリング結果に基づき講じた措置ということで、5

月12日に実施したものを北海道と室蘭市に報告させていただいた資料でございます。

本文でございますけれども、サブタイトルとして、浄化槽処理水の水質の改善ということでございます。

措置内容としては、浄化槽処理水の放流停止と不活性化した汚泥の引き抜きでございます。それぞれ放流停止を4月30日15時、汚泥の引き抜きを5月12日の8時から12時に実施しております。

この措置を講じた経緯でございますが、当事業所の処理施設からの生活排水は浄化槽によって処理されて、その水は冷却水等と合流して雨水幹線排水路へ放流しております。

ことしの3月17日にサンプリングを行いまして、4月8日に北海道と室蘭市に報告した分析値の中で、BODと全窒素及び全リンの測定結果が協定に定める排出管理目標値に近い値となりました。これについては、後ほどご説明があるかと思いますが、資料7の6ページに出しております。

これらの数値が高くなった原因としましては、本年1月7日に浄化槽の保守点検を行ったのですけれども、そのときに浄化槽に空気を取り込むブロワが停止していたということで、結果として浄化槽の中に空気が送り込まれていなかった。そのため、浄化槽内の微生物の活動が停滞したということが原因と推定しております。

これにより浄化槽の水質が悪化することが考えられましたので、当社としては、種汚泥や薬剤の投入など処理水の水質改善を行ってきました。しかしながら、微生物の活動が停滞する冬季間であったということと、槽内に不活性化した汚泥が沈殿したということもありまして、我々は浄化槽の処理水の水質を簡易的に確認するために透視度を見ているのですけれども、これについては、次のページに出ているのですが、ことしに入ってから2月5日、3月12日、3月17日、3月26日、4月17日で、一番下の欄に透視度は13から29ということで、実際には30以上を期待しているところであるのですけれども、これが十分上がっていなかったところがございます。

結果的に、4月に入ってからなかなか改善できていませんでしたので、当社として浄化槽内の不活性化した汚泥を引き抜いて機能の改善を図るということとを判断しまして、4月30日に処理水の放流を停止して仮設水槽に受入れました。その処理水については、室蘭市のし尿前処理施設に持って行って処理することとしまして、一旦、浄化槽の機能を改善するために汚泥の引き抜きを行ったところでございます。実際には、4月30日に放流を停止して、実質的には5月12日に汚泥の引き抜きを実施したところでございます。

今後の対応ですけれども、現在のところ、放流はストップしております。これについては、水質の改善が確認できるまで放流しないとしております。また、浄化槽処理水の水質検査を適宜実施しまして、透視度が安定した時点で生活環境項目を測定、分析して、その結果をもって、処理状況が安定した段階、ここでは6月中を目途と書いてありますけれども、できるだけ早い段階で放流を再開したいと考えております。

5に再発防止策を書いておりますが、今まで保守点検頻度は2カ月に1回だったのですが、

それを毎月1回以上としまして、点検頻度を上げていきたいと思っています。また、今回の直接の原因がフロアの停止ということもありますので、このフロアの運転状況については、北海道事業所の日常巡視点検に追加することで実施しております。

保守点検会社に対しては、改善ノウハウ等を浄化槽メーカーから再教育を受けるということをお願いし、実施しているところでございます。

また、改善後は、冬季間で水温が下がって微生物等に影響があると機能が低下するおそれがありますので、浄化槽内を保温するための改善策を検討して、秋までに実施したいと考えております。

次ページ以降は、分析結果でございます。先ほど言いました3月17日のデータがBODと全窒素、全リンで高かったということでございます。また、4月に入ってから、水質検査ということで、水温、色、臭気、pH、透視度、あとは浄化槽の管理会社に適宜簡易分析をさせておまして、その中でリンと窒素の値を測定しているところでございます。

5月中旬までは透視度は改善されてきている状況ですが、残念ながら、この後、透視度も若干下がってきているところでございます。

次のページは、排水の経路と写真でございまして、一番上の仮設水槽Dの5立米のものについては、これは連休中の対応として置いてあったのですが、現在は撤去しておりますので、3槽の水槽を設置しております。そのうち、仮設水槽Aにポンプで酌み上げている状況でございます。

浄化槽のことについては、以上でございます。

続きまして、資料5の緊急事態等発生時における連絡・公表区分の考え方についてという資料です。

昨年4月の監視円卓会議でご説明したと思いますが、今回、3月に関係行政と相談しまして、中身の一部について見直しをかけておりますので、それについてご報告したいと思えます。今回、初めての委員の方もいらっしゃいますので、改めて説明する形をとります。

まず、このペーパーにつきましては、緊急事態や、緊急事態に至らないトラブルが発生した場合の監督官庁等への連絡手段やタイミング等についてまとめたものでございまして、現在、重大性に応じて4種類に区分しております。

一つ目は、区分1の緊急通報ですが、北海道事業所で緊急時対応マニュアルが設定されておりますけれども、この中で、PCBの漏えいや火災、爆発等が発生した場合の緊急事態、異常現象、また休業以上の人災が発生した場合に該当しますけれども、このときは夜間、休日を問わず、直ちに電話にて関係機関に通報する。また、FAX、電子メールにより概要を連絡するというをいたします。

区分2は、速やか連絡としておまして、環境保全協定に定める環境目標値を超過または超過するおそれが生じた場合に、協定の担当部署に夜間、休日問わず、速やかに電話連絡をする。また、速やかにFAX等で概要を関係機関に出すこととしております。

区分3は、随時連絡としておまして、環境への特段の影響はないが、第三者への不安感

を与える事象として、例えば、修復のため設備を止めなければいけないという小規模漏えいや、施設外へのPCB等の排出を伴わない排気漏えい防止設備の起動ということが該当します。そういう場合は、夜間、休日を問わず、昼間に発生した事象については当日中に、関係機関に電話、FAX、電子メールで連絡します。夜間17時以降に発生した場合は、翌日午前中までに電話、FAX、電子メールで連絡するというのが随時連絡でございます。

それより下の環境に特段の影響がない事象として、例えば、設備停止を伴わないPCBを含めた小規模漏えいであれば、前月に発生した事象を件名ごとにしっかりまとめて、毎月10日までに環境保全協定の担当部署に報告するという連絡体制にしております。

あとは、公表区分と公表手段ということで、これは今まで から で連絡した事象につきましては、すべて公表するというようにしております。

公表の手段とタイミングは、それぞれの区分に応じて異なりますが、区分 については、速やかにプレスに発表しまして、JESCOのホームページに掲載し、この情報センターにおいて関係資料を供覧することとしております。

区分 は、原則としてプレス発表で、ホームページに掲載する形です。

区分 は、従来は、必要に応じてJESCOのホームページに掲載するとしていたのですが、例えば、ぼや等も区分 に入っていて、消防自動車は何台も大挙してくるようなこともあるのですけれども、それでも区分 で、これは、第三者の方へ不安感を与える事象ということになりますので、そういう場合は必要に応じてプレス発表したいということで改訂したいと考えております。

また、このセンターにて関連資料を供覧するというので、従来からの即時性についての見直しということで改訂したいということでございます

区分 としては、定期報告後、このセンターにて資料を供覧するという形にしております。

また、運用については、事象例をできるだけ示して、判断基準を確立し、区分が不確定な場合には、上位の区分に準じて連絡、公表する形にしております。

私からは以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、資料2から5まで説明をしていただきましたが、どこからでも結構ですので、ご質問やご意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

【委員】

齊藤さんの方から増設の内容について説明がありましたが、平成19年5月の第7回のところで、私はちょうどそのころに言ったことは、第2期工事は室蘭でなくていい、よそでやった方がいいのではないかと、それは、PCBをきちんと処理する新しい拠点もできるとい

う意味を含めて、私の意見としては、上手につくれということを行ったのですが、それは既に決まっていることであって、私はそれを一応了承したような形で進んできたわけです。

それから、いろいろ企業にこういう内容でつくるということを全国的に言って、それを企業も受けて、いわゆる企業とやりとりしながら、19年度はそんなにトラブルもなくずっとやってきたわけです。そして、20年度の3月に入札・契約をしたということで、そこまではトラブルがなかったわけです。

そして、市民説明会もやって、セミナーもやって、急に凍結という話になってきたわけです。その理由を見てみたら、二つあるのです。一つは、JESCOの前の説明であったように、土地の借用がうまくいっていないということです。もう一つは、ちょっとわかりにくいのですが、齊藤さんは再構築と言われたのですけれども、施設の規模も考える内容の一つに入っているということ、これが非常にわかりにくいのです。1年かけて、企業とどういうものをつくるかということとずっと話し合ってきて、入札もして、JESCOからの説明もあり、いろいろな企業と話もした中で、規模が変わるといのは一体何をしてきたのか。それは、ずさんな計画だったのか。そんなことが非常に問題なので、再構築ですと言われても、はい、そうですかとはなかなか納得しがたい内容を持っていると思います。

それから、市民の理解が得られないということですが、市民が理解してやってきたのですよね。市民の理解が得られないというのは、どんな市民が何を言っているのか。土地の借用も、我々は初めから新日鐵の中につくるという説明は受けていて、私は文句を言ったのですけれども、それについては全然問題ないと言われて、そして、やってきているのです。しかし、突然、市の方で借用ができないと。では、室蘭市は何をやっていたのか、もうわけがわからんというのが私の感覚です。このあたりをきちんと説明していただかないと、そういうことがきちんとオープンになり、うまく、きちりやっているのだという形にならないと、非常にまずいと思います。私は、こういう事業は、市民の納得とか、市民が理解していることが一番大事だと見えています。眞柄委員長も先ほどそういうことを強調されましたので、ぜひ、きちんと説明願いたいと思います。

【JESCO】

委員のご指摘のとおりかと思えます。

土地の借用に関しては、結果として土地が借りられていないというのは、土地を借りるに当たって、市が地権者に対して協力要請をするという段階がとれなかったということです。今回、入札をした結果が市の受け入れ条件に合わないということで、市役所の方からちょっと待てという反発をいただきました。

市のお考えとしては、その結果、このまま進めたとしたら、市として市民に十分説明し切れないということで伺っております。したがって、室蘭市がそう言っている以上、市の協力は得られない、イコール、市民の方々の理解も得られないという判断を我々はいたしましたわけです。

処理施設の規模の話がございましたけれども、これは、あくまでも発注のときの最新データに基づいて施設規模なりを設定して発注いたします。

当然、時が経ってくると、毎年データが更新されて実情と合わなくなるという部分は今までのどの事業も抱えております。足りなくなったり、余ったりという部分については、また後年度に、それをどう補うかとか、施設改造をして能力を上げるとか、後でいろいろな取組が必要になると思います。どうしても、施設規模というのは、発注をかける時点での最新データでやるということを進めざるを得ないという要素がございます。

前回、私が説明しましたのは、北海道事業につきましても、発注をかけたときのその他物は全体で4,500トンございました。しかしながら、その後に出た16年度のデータ、間もなく17年、18年が出てまいりますけれども、16年度データではそれから1万トン以上増えているわけです。ですから、単純に新しいデータに基づくと3倍の施設をつくらなければいけないということになってしまいますけれども、実は、その中身を見ますと、いわゆる汚染土壌と同じような性状。1ppm以下の低濃度の汚泥がかなりある、そういうものをエネルギー量を使ってプラズマで処理するべきなのかどうかというあたりも、国の方とも相談して、再構築するにしても、北海道につくるとした場合に、どこまで処理をするかによって規模も変わってくるということがございます。そういうことを含めまして、前回、私から説明させていただいたつもりですけれども、少し解説が足りなかったかと思えます。

いずれにしても、できるだけ早く方向性を考えていくわけですが、環境省ともさらに、新しいデータが間もなく出るとお聞きしておりますので、それも含めまして協議を重ねていき、方向性が決まりましたら、きちりこの場でもご説明していきながら進めていきたいと考えております。

【委員長】

ほかの委員の方、何かございますか。

【委員】

今、委員の方からも説明があったとおり、室蘭市からの説明、懇談のときには、事故、トラブルはこういう施設では一切ないんだという説明の中で、漁業者としては、各都道府県で反対されているPCBを室蘭に持ってくるのは反対だということを室蘭市に言っていました。こういう形の中で、もう建物ができて、そして、もう始まっている中で、いい、悪いは別として、室蘭市から当初説明があったときは、そういう一切の事故もトラブルもないような、我々漁業者としては、環境問題もさることながら、即、その日の生活にはね返ってくるのです。報道機関から、海に流れた、下水に流れた、そういうものを一番心配している中で、先ほどの4の資料の中でも、5月のあれからトラブったと。ですから、こういうものが海にも下水にも本当に出ないのか、そういう説明は室蘭市からも一切受けていない中でこういう仕事が始まっているということは、漁業者として一番心配なことです。

今後、先ほど施設案内で話を聞きながら、ちらっと話をしたのだけれども、今後、これから施設は立派なのだけれども、取り扱う人によって、ちょっとしたミスや事故で、地域、環境、問題に対して、それこそどうかなという考え方を持ったわけです。そこら辺は、PCBの会社の関係機関の説明の中では絶対はないのだと。

連絡は、土・日は関係ないと言うけれども、今まで室蘭市とか周りを見ていたら、土・日というときに限って事故が起きている。ですから、そういうときの事故にはどう対応できるのか。人数的にも、先ほど、事務所が何人で、作業員が2人で、東京事務所は6人と、その中の対応で事故処理ができるのかどうか、そこら辺をちょっと聞いてみたいと思います。

【JESCO】

完璧なお答えができるかどうかは別にしまして、お話しさせていただきます。

きょう、施設を見ていただきました。細かいご説明はできませんでしたが、もし、こちらのパンフレットを持っていらっしゃれば、このパンフレットのページで、北海道PCB廃棄物処理施設は多重の安全管理対策が図られていますというページを開いていただいて、それで説明させていただきたいと思います。

私自身、北九州事業所の1期の処理施設、それから豊田事業所の施設、そして、今回の北海道事業所の施設と3度目の勤めでございます。絶対に事故が起こらないとは申しません。事故が起こらないように万全の対策をするのが私どもの勤めだと思っています。特に、環境への負荷、市民の皆様にご迷惑をかけないようにするのが最大限の努力だと思っています。

そういうことで、この絵を見ていただきますと、PCBを扱っているトランスが、施設の真ん中、カーキ色の遮へいフードの中にかかれています。PCB油、トランスからPCBが漏れないように仕事をしているのですが、万一、漏れれば、こちらにオイルパンというものがあります。鉄、あるいはステンレスでできたオイルパンというものがありまして、そこで第一段階の漏えいを防ぐということが一つです。そして、仮にこの部屋から、オイルパンから漏れましても、床は塗り床ということでPCBが染み込まないような床にしております。そして、この部屋は、流出防止の堰堤を設けて、建物の横をPCBが超えて出ないようにしています。さらに、床に漏えい検知器を置きまして、特にPCBですが、PCBにかかわらず、液が漏れれば漏えい検知器が作動しまして、中央監視室でセンサーが働き、すぐに作業員が対応できます。そして、各部屋にはテレビカメラをつけまして、中央監視室においてモニターで監視しております。そういうことで、液体としての最大限の対応はとっているつもりでございます。

そして、排気につきましても、きょう施設を見ていただきましたが、解体作業の部屋はパネルでつくっておりますが、ステンレスの壁、遮へいフードで囲まれた部屋にできておまして、その部屋は負圧管理をしております。マイナス側の負圧でありまして、仮にPCBの蒸気が出たとしても、壁に穴があいても、中側に吸引されておりますので、外には出ないような形の密閉構造の建物にしております。また、その部屋は、PCB濃度がどのくらい

かという管理もしています。そして、排気はオイルシャワーなどで回収します。最後は、オンラインモニタリングということで、P C B濃度を常に管理していて、最後はセーフティネットとして活性炭によって、仮に微量なP C Bが出ても活性炭で吸着してとるという万全の対策をとっているつもりでございます。

これ以上、ほかに施設を見ていただいて、もうちょっとこういうことをやったらどうかという意見があれば、その意見も踏まえてまた対応を考えていきたいと思っております。

それから、土・日につきましても、操業は行っております。私どもの職員はいつも土・日に出ているわけではございません。定期点検をしたり、何か改造工事をしたりというときは職員が交代で出ています。運転会社の職員は、交代で土曜日・日曜日も作業をしています。以上でございます。

【委員】

技術的なことですが、資料3 - 2の稼働状況に関連して、2ページを見ると、コンデンサ類の抜油ベースで20年度の処理実施計画が5,656トンなのが、処理量2,116トンと、大幅に差があるのです。もしも、キックオフが遅れていてこういう差が出ているとしたら、括弧書きか何かで実施計画値などを入れておいた方がわかると思います。これは、設備のトラブルか何かなのか、ほかの項目でもありますけれども、こういう表の提示の仕方は納得がいきにくいと思います。

それから、資料4 - 2の不活性化した汚泥の引き抜きで、5行目くらいに、数値が高くなった原因は、1月7日の浄化槽の保守点検において、ブロワが停止していたことを確認しており、これにより浄化槽内の微生物の活動が停滞したためと推定されるということですが、こんなブロワが停止したくらいのことをモニタリングで、これはアラームか何かが鳴るような形になっていないのですか。こういうことで住民の不安をかき立てるようなことだったら、設備不適合だと思うのです。

以上です。

【委員長】

二つありました。お願いします。

【JESCO】

最初のご質問の資料3 - 2の2ページの平成20年度の処理実施計画に対して、処理台数、トランス類でありましたら484台に対して157台ということです。先ほど少し説明させていただきましたが、操業開始時期は、年度初めの前に予定をつくったものでございまして、特に数字が違っているのは、操業開始時期が2カ月ほど遅れたこと、安全操業に努めたこと、作業者の習熟度がいま一つだったかなということで、安全操業に努めたわけでございます。

そういうことで、数字にしますと、トランス類は32%程度になると思います。コンデン

サで37%、合計でも40%弱の操業率だったと思います。

理由は、口頭で申し上げましたが、1番の理由は操業開始時期が遅れたことだと思います。

【JESCO】

安全対策課の中尾です。

資料4-2についてご説明いたします。

ブロワの停止についてでございますが、このブロワはモーターとベルトでつないで回転するというシステムをとっております。このモーターが停止した場合は、中央制御室で、これは24時間体制で監視しておりますが、こちらに信号が上がって故障がわかるということでございますが、今回の停止につきましては、つないでいるベルトが緩んで、モーターはずっと健全に回っていたのですが、ブロワが回っていなかったというところでございます。このベルトは1年以上はもつとメーカーから聞いておりまして、去年の4月から運転したものですから問題ないと思っていたのですが、これにつきましては、監視できないところが故障原因だったということでございますので、対策として1日1回確認するというのを再発防止策に入れているところでございます。

【委員】

今、ご説明を受けましたけれども、これはリスクアセスをどういう形でやっているのか。結果的に、ベルトがたるんでいて、それが原因でブロワが回らなかった。だから、こういう汚泥などになったと。これは非常に管理責任を放棄していると、厳しい言い方かもしれませんが、そう思われても仕方ないのではないですか。

毎日チェックするのはいいとして、今であれば科学的に、ベルトが不具合だとしたら、モーターの振動とか、影響するようなことをモニタリングできる、また、月1でなくても週1の点検をするとか、何らかの形でリスクアセスをしなければ、今、労働問題でのリスクアセスというのが非常に重要になってきているので、設備の基本的なことが欠落しているように思います。ちょっと厳し過ぎるかもしれませんが、そう思われます。

それから、前の処理のベースは、もし20年度のキックオフが遅れたことが理由だとしたら、計画値の下あたりに括弧書きか何かで、キックオフが遅れていたんで、ノルマルベースでいえばこれくらいになります、だから、それほど設備の厳しい工程表や何かからチェックしても問題があるような状況ではないですというコメントがあると非常にありがたいのです。

【委員長】

そこは、検討してください。

それから、21年度も同じようなことが起きるかもしれないので、21年度で資料を整理するときも、当初の年間の処理計画量と、実際の実施計画量と、実質的には両方あるでしょ

うから、そういう表現をしていただいた方が、そのデータが最終的に出てきたときに理解されやすいと思いますので、それはお願いします。

それから、浄化槽の関係ですが、これはP C Bの処理の施設本体と離れている部分ですので、保守点検の契約をされていらっしゃったのですか。

【J E S C O】

しておりました。

【委員長】

この問題は、保守点検の契約の内容からすると、事業所の問題ではなくて、保守点検を請け負っていた会社の問題もあるのかどうなのか、その辺のところのご説明をお願いします。

浄化槽の維持管理というのは、本体の維持管理とは違うし、特殊な処理というか保守点検の性格を持っていますので、その辺の一般的な状況も踏まえて、この施設はどういう状況であったのか、説明してください。

【J E S C O】

浄化槽の管理につきましては、室蘭市の専門会社の方に委託管理しているところでございます。

浄化槽につきましては、浄化槽法では3カ月に1回点検すればよいと決まっておりますが、我々は2カ月に1回は点検していますので、基準以上の点検はしているというふうに考えておりました。

しかし、今回、想定しづらいところで止まってしまったというところがありますので、そういうところを見直して、点検頻度については毎月1回以上、あとは日常の巡視点検を強化するという対策をとることとしております。

【委員長】

先ほど、委員がおっしゃったことなのですが、浄化槽の排水も、この資料の中身から言うと、保全協定の範囲の中ですね。先ほどのご説明で、トラブル事象等についてどういう内容についてはどういう区分に入るかという説明がありましたね。そして、保全協定の範囲に浄化槽の処理水も入っていますね。これは、協定を満たしていなかったのではないですか。そうしたら、この資料5で言うと区分 に相当すると思うのです。協定を満たしていなかったとすればですね。そうしたら、区分 の扱いをどうしてしなかったのかということになります。そういうことがあったら、先ほど 委員が言われたように、心配をしておられるわけです。ですから、P C Bの処理の関係の保全協定の範囲ではないからといって、有機物のB O Dの関係ですから、それほど環境に対する影響は大きくないと思いますけれども、少なくとも、保全協定を満たしていなかったとすれば、約束違反です。約束違反に対して、この

程度の説明で済むのか。私は済まないと思いますよ。少なくとも、約束違反なのですからね。

ですから、今回のトラブルのことについて、道と室蘭市ともう少し相談をして、ちゃんにご指導を受けて、単に再教育をするだけではなくて、もう少し具体的にどうするかということについて考えていただきたいと思います。

私は委員長として申し上げますが、とにかく約束違反がすべての問題の始まりになりますので、そのことに関しては、きちんと整理をして、それなりのご判断をしていただきたいと申し上げます。

それ以外のことについて、何かございますか。

【委員】

先ほど、環境省の方から、総量が4,500トンから1万1,000トンに増えたという変更の報告がありました。その他のものですね、先ほど齊藤さんが報告したのは、そういうことですね。私自身としては、総量として全部押さえているのだというふうに今までは認識していたのですが、それが何倍も出てくる、そして、次年度もまた増えてくるということだと、最終年度が決まっている中で、どうなっているのかということと、今までの説明とその辺は整合性がとれていないのではないかと思います。

【JESCO】

先ほど申し上げたのは一つの典型的な例です。汚染された土地を改変するときに、汚染土壌として民間ベースでロータリーキルン等で処理されているケースも多々あります。ただ、それが行政の指導等いろいろな事情でドラム缶など保管容器に詰めて保管してPCB特措法に基づいた届け出をした途端に、PCB廃棄物という世界に移ってきます。ということで、1万トンというと相当な量ですが、これは北海道事業エリア内の県の1社の工場からそういう届け出があったものですから、増えてしまったということです。

それは、濃い部分もあるかもしれませんが、基本的には普通に汚染土壌として処理されているものと同じような性状だということまでは我々はつかんでいます。

こういう状況は、汚泥という扱いになるのですけれども、土壌関係についてはこれからも工場の建てかえ等に伴って出てくるのではないかと。そして、その取り扱いを、PCBを含んだ小型のトランス・コンデンサとか安定器と同じようにコスト、エネルギーを使ってやるべきかどうかという議論は必要だろうと考えております。

【委員】

それは、保管がうまくいっていない場合というのは、我々は、保管が長くなって、保管状況が悪くなっている、保管はどうなっているのかということをも最初から一番心配してしまっていて、その辺のところも最初からずっと言い続けていたのですが、その辺も含めてのことになるのですね、今までわかっていないということは。

というのは、定期的に各都道府県にきちんと報告することになっていますね。それがきちんとなされていない。それは保管状況を含めて報告されることになっていると思いますが、それがきちんとなされていないからそれが新たに出てくるということになっていると思います。

今後、長い期間の中で、最終年度が決まっており、その中での保管は我々は一番心配しておりますので、その辺のところをきちっと安全に早く処理できるような体制にするのと、わけのわからなくなったものがないのかどうかということ、国の責任できちんと状況を把握していただかないことには、後から何倍に増えました、それは容量が低いかもしれないけれども、それは処理するかどうかわからないというのは、まだ判断が出ていない状況ですね。そういうものがどんどん積み重なってくると、もっと大きな規模にしなければいけないとか、最終年度をもっと延ばさなければいけないということにつながってくるのではないかと思います。

それは、一会社ではなくて、国の責任で、国が主導していただいて、各都道府県と一体となって、まずはそういう状況をきちんと把握していただいて、今後、そういうことがないように速やかに処理をしていただくという工程表をつくっていただきたいと思います。また何倍にも増えましたというのでは、とんでもないことになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

それに関連して、いわゆる不明のPCBというのは、実のトン数で2万トンくらいあるわけですね。これは、製造したものと、今把握しているもので2万トンくらい差があると。これは、セミナーなどでも公表されたことですし、また、環境省の方でも、それについては何らかの対応をしたいという発言があったように思いますが、いわゆるPCBの特措法が届け出制になっているから対応しにくいところもあると思いますけれども、その点について前に言われたように思いますが、それはどうなっているのでしょうか。

【委員長】

高橋さん、お願いします。

【高橋課長補佐】

前にも 委員にご指摘いただいた点かと思っておりますけれども、届出がしっかりなされているかどうかということは何らかの形でしっかり担保していくことは大事だと考えております。

これにつきましては、かつて、PCBを製造していた事業者でつくっていた団体がございまして、こちらの方に一部届けられていたものが、これは自主的なもので、法律に基づくものではございませんけれども、そういう届出のデータがございまして。そういうものについて、

各都道府県に協力をお願いしまして、そういう届出がなされていたものと、特別措置法に基づく届出がなされているものを照らし合わせて、特別措置法に基づく届出がされていないものであれば、届出をしていただくように指導をお願いしてきたということがございます。

また、P C Bが使用されている電気機器については、電気事業法に基づいて届出を行うことが法律により義務づけられております。こういったデータとの連携も図っていくことは、P C B特措法に基づく届出がしっかりなされているかどうかを確認する意味で非常に有効だと考えております。電気事業法に基づく届出との照らし合わせ、それに基づく届出がなされていないものについては指導を行うということは、これまで各都道府県に協力をお願いしてきております。

こういったことを通じまして、しっかり届出をしていただいて、それを国なり都道府県なりで把握していくということを今後とも進めていきたいと思っております。

【委員長】

よろしいでしょうか。

汚染土壌は産業廃棄物のくくりで言うと汚泥になるのですが、土壌汚染の対策の法律がありまして、土地の改変をするときに、その土地が汚染されていないかどうかチェックをします。もし汚染されているのだったら、それを汚染されていない状態にするか、被覆をするかということが法律で定められています。もし、その土地の土を取り出して処理をしようということになると、今までは処理をしていたのですが、P C Bということになると処理がしにくいということで、その土地から土を取り出したときにP C Bを含んだ廃棄物が新しく出てくるわけです。それが届け出ると、先ほどのように1万トンくらい出てくるのだということです。もともとあったものですが、土壌汚染対策法から、P C Bを含んだ廃棄物が出てくるというようなことがある。ただ、それは処理をしなければならないかどうかというのは、まだ技術的にも結論が出ていないと私は理解しています。

いずれにしても、増設事業について、市の受け入れ条件が現在のところは十分満たされていないというふうに市の方が判断されていらっしゃるし、一方では、その他物と称されるP C B廃棄物の量も若干不確定な部分があるということで、両者を考慮しながら増設事業をどう進めていくかということを検討していらっしゃるというふうに私は理解しました。

今の施設ですべてのP C B廃棄物を処理できるわけではございませんので、増設事業を実施しなければならないと思いますが、ぜひJ E S C Oは、環境省、室蘭市等と十分協議をされて、できるだけ早く皆さんが納得されて増設できるように努力をしていただきたいと思います。

ほかにもあるかもしれませんが、まだ説明をいただくことがありますので、この件については本日はここまでとさせていただきます。

先ほど申しましたように、浄化槽ということで、P C Bとは直接関係ありませんが、保全協定との関係から言うと非常に重大な問題だと思っておりますので、それについて、次回にどのよ

うな対応をとられたか、ご説明をしていただきたいと思います。

【委員】

申しわけありません。一つだけいいですか。

先ほど、委員が質問されました凍結問題です。これは、一つだけ齊藤さんにお伺いしたいのですが、先日、5月22日の道新では、早ければ6月中にも具体的方向が示される見通しだという書き方をされています。先ほどの答弁を聞いて、そういうニュアンスが全然感じられなかったものですから、その辺はどういうことになっていますか。

【JESCO】

当然、環境省、室蘭市とご相談なりをさせていただいておりますが、目標としては、今月中に何とかしたいということで努力しています。

【委員】

非常に歯切れが悪いのです。正直なところ、私たちは監視委員ですから、2期工事についても、ぜひ安全な装置を一日にも早くつくって進めていただきたいと思います。

それから、PCBの保管問題から何から、いろいろな問題がありますね。今まで私も再三意見を申し上げていますが、本当に次から次といろいろな問題が起きてくるのです。そういうときに、何か知らないけれども、2期工事は遅れてしまう、本当に大丈夫かというのが市民の声なのですよ。

私は、前回の監視円卓会議は健康を害しまして欠席したのですが、この監視円卓会議だけを見てちょっとびっくりしたのです。ここに、こういうふうに書かれているのです。

JESCO側の回答として、平成20年3月に契約した後、設計協議等は進めていたが、土地の借用の問題などがあり、1月に作業をとめているということです。国、市との協議次第では今後も作業を再開する可能性もあるが、状況によっては施設の規模等を見直すこともあり得るということです。一体どういうことなのか、よくわからないですね。

今、こういうことが行われたとしたら、ここの土地の借用の問題などは一体どういう問題があるのか。私は、これを全市民に配っていますからね。中には、これを読んだ人から、これは一体何なのか、どういうことなのかと聞かれるのです。でも、私は、わからないですから、答えようがないのです。こういう席で、そういうこともわかりやすく説明していただきたいと思います。

【委員長】

委員、関係することですか。違うことですか。

【委員】

排水について、基本的なことがわからなかったのです。

浄化槽の曝気装置が止まっていた件で一つ質問をさせていただきたいのです。

生活排水とありますけれども、これは、先ほどの委員長と所長からのご説明で、PCB処理の本体とは無縁の排水であるということがわかりました。では、この生活排水は、ここにどのようなものが流れ込んでいて、何が原因でBOD、窒素、リンが上がったのか、ここに具体的にどんなものが流れ込んでいるのか教えていただきたいと思います。

あとは、例えば、卒業検定を行う実験室の排水、これはいろいろな種類が出るかと思えます。ノルマルヘキサン廃液のような有害なものも出ますし、検定に使った実験器具一つ一つを洗った排水とか、洗剤水とか、いろいろな排水が出ると思えますけれども、卒業検定を行う実験室から出る排水はどちらの方に入っていくのか、聞かせてください。

【JESCO】

今の質問についてお答えします。

まず、生活排水ですけれども、まさに所員がトイレで使用した汚水ですね。それから、作業員の着ているつなぎ服を洗濯していますので、そういうものの排水も出ております。また、管理区域から出てきた所員の手洗い水などが入っているというのが主なところで、それ以外はほとんどないかと思えます。

PCBの工程からはつながっていないということは先ほどから言っているとおりでございます。

あとは、分析排水ですけれども、これは、当然、PCBを含んでいるものがございまして、系外には簡単に出せませんので、廃アルカリの中に含めて出しているところでございます。以上です。

【委員長】

それでは、委員からありました土地の話ですが、JESCOが説明されるのか、室蘭市が当事者なのか。室蘭市の方が当事者のような感じがしますので、室蘭市からお願いします。

【室蘭市】

今、委員から、また委員からも、増設事業の関係で、室蘭市はどのような立場をとっているのか、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

基本的に、増設事業も、一般家庭で言うと増築みたいなことですので、今の当初施設と一体となった施設だと我々は考えています。

その中で、まずは土地の問題から申し上げますと、新日鐵も、室蘭市が増設事業を進めるのでお貸しいただきたいということを示した時点で土地の問題は解決がつきます。土地のことは特に問題ないということで整理しています。

それから、増設事業について、なぜ我々が環境省とJESCOとやりとりしているかというと、この事業は、一般のプラント事業と全く異質な事業というのは、皆さんも当然おわかりになっていただいていると思います。というのは、PCBの処理というのは、国家の負の遺産を国内5カ所でやっています。その中で、市民の皆さんに、我々が処理を引き受けるとお約束したのは、委員からお話がありましたけれども、市民の皆様には、処理事業を安全に行い、負の影響は出さないということでお約束して引き受けさせていただきました。その中で、受入条件というのは、我々にとって、市民の皆さんに安全だとお約束できるのは、もう事例がありますよ、国内でも同じような技術でやっています、その知見を室蘭に全部入れ込みます、この地の高い技術を持った企業が一体となった取り組みをしますなど、主な条件として三つほどお示しして、市民の説明会を開いて、ご理解をいただいたということがあります。ですから、その部分を市民に説明し切れるかどうかということで、環境省とJESCOとずっとやりとりをしてきました。そして、その部分について整理がつけば、室蘭市としては増設事業を進めますと。その過程の中で、いろいろ考え方の違いもありますので、やりとりをしておりました。それは、市民の皆様到我々が引き受けますとはっきり申し上げるまで室蘭市は責任を持って協議をしていきたいということで、この時間をいただいたということでご理解をいただきたいと思います。

【委員】

それはちょっとおかしいように思います。今の施設であっても、完全に安全だというのは、もともとプラントでやって、それはそんなに大きなプラントではないのです。実験施設でやったもので認可されているわけですね、国としては。ですから、大きなプラントをつかってやるというのは、やってみなければわからないところがたくさんあったわけです。そうやってきているわけで、新しい施設についても、増設の場合でも、それが完全に安全かということ、そんなことを言われても、それはやってみなければわからない面もあるのです。大きなプラントをつくるわけですからね。どういうことを言っているのか、室蘭市の言うことがよくわからないのです。そのあたりはちょっとおかしいのではないかと思います。

【室蘭市】

もう少しお話しさせていただくと、処理実績を、今の当初施設も、例えば、北九州は同じ化学処理システムで処理をしています。その状況を室蘭にきちんと引き継いで、当初施設は、先ほど委員からもありましたように、小さなトラブルはあるにせよ、PCBが漏れて処理が滞るということが起こらないで、きちんと知見を反映しながらやらせていただいております。今度のその他物を処理する増設事業の方は、化学処理ではなくて物理的処理です。プラズマ溶融という高温、高圧の中で処理をしていくというシステムですから、国内でまずその知見を示すことが我々には必要な条件ということがありますので、そこをお示しいただければということが一番前提になります。

それから、室蘭が引き受けするに当たってのもう一つの願いは、室蘭が持つ、北海道が持つ、中でも高い技術を持っている室蘭の企業チームが、ぜひエンジニアの企業がきちんと（施設建設から操業運転に関する一貫した）責任体制をとっていただきたい。

この二つの条件を満たしていただけるようお願いしているだけですので、その部分の解決がつけば、我々としてはこの事業を進めたいということです。

【委員】

室蘭の技術でなければだめなのですか。

【室蘭市】

室蘭の技術ということではなくて……。

【委員】

室蘭の会社でなければならないという規定があるわけですか。

【室蘭市】

条件の中には、きちんと明文化されています。

【委員】

そうしたら、初めから問題にならないのではないのでしょうか。カワサキプラントシステムズ(株)では…。

【室蘭市】

ですから、我々は、（緊急・非常時に対応できる体制を条件としている中で、）今の処理チームに入っていない企業が、地元企業と連携せずに単独でやられるのは受入条件と違いますねというふうに申し上げたのです。

【委員長】

いずれにしても、二つの条件を早くクリアできるように、関係者の皆さんが努力していただいて、早く増設工事に入れるようにこれからも引き続きご努力をお願いします。

それ以上に言いようがないので、お願いします。

ただ、委員も言うておられるように、この円卓会議のメンバーは今ご説明を聞いてよくわかっていますが、市の議会等でご説明されていらっしゃるかと思えますけれども、市民の方への市からの報告も少しお考えください。きょうは報道機関の方もいらっしゃるようですので、報道機関の方に対しても適切な情報を提供するようにご協力していただければと思います。

それでは、資料 6 以降をご説明ください。

【事務局】

それでは、私の方から、環境モニタリングと立入検査の実施状況につきまして、資料 6 から 8 により説明させていただきます。

最初に、資料 6 の北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画でございますが、こちらは以前にもお配りしている資料ですけれども、今回、新しい委員がおられますので、改めて資料として用意させていただきました。

簡単にご説明しますと、1 の目的でございますとおり、このモニタリング計画は、廃棄物処理が適正かつ安全に実施されていること、及び、周辺環境に影響を及ぼしていないことを確認するため、平成 18 年 3 月に決定し、平成 20 年 4 月に測定地点を若干追加する形で変更しております。

2 にございますとおり、モニタリングの実施主体は、北海道、室蘭市、J E S C O の 3 者で分担して行っている状況です。平成 18 年度から周辺地域環境のモニタリングを開始しまして、20 年 3 月に試運転にあわせて排出源のモニタリングを一部実施し、20 年から計画に定められています全要素、項目について、モニタリングを実施してきているところでございます。

資料の 1 ページ、2 ページに全体の概要を記載し、3 ページ、4 ページは別紙 1 になりますが、J E S C O が実施している分のモニタリングの内容でございます。

次のカラーページは、排出源である処理施設と、排出源に近いところの周辺地域環境のモニタリングの測定地点位置図でございます。

めぐりまして、6 ページの別紙 2 は、北海道と室蘭市が実施しているモニタリングの内容です。

最後は、処理施設を含むかなり広いエリアで周辺地域環境のモニタリングを実施しております大気測定局と、水質・底質を測定しています海域のモニタリング地点を示した資料でございます。8 ページにも、モニタリング地点の説明がされています。

次に、資料 7 でございますが、モニタリング計画に沿って実施しました平成 20 年度のモニタリングの測定結果でございます。

最初に、数値訂正のお願いがございます。前回まで資料に記載していた数値を再度見直したところ、誤りがございましたので、おわびし、訂正させていただきます。訂正箇所につきましては、2 ページ以降に赤字で記載しております。

誤りの主な理由は、確定値ではなく速報値を記載したことによるもの、あるいは、資料作成の際に転記ミスをしたものなど、いずれもケアレスミスでございます。大きな数値の変更はございませんけれども、今後、このようなことがないように十分注意していきたいと思っております。

測定結果でございますが、資料 1 ページの大気の左側に測定局の名称がございますけれども

も、2番目の御前水地区測定局で毎月実施しておりますPCBとダイオキシン類の3月の分析結果だけは出ていないのですけれども、ほかはすべて出そろっていますので、今回、1ページと2ページには水色の年平均値の欄に数値を記載しております。

先ほど報告があった浄化槽につきましては、数値が悪化しておりますけれども、それ以外の項目につきましては、いずれも排出管理目標値や環境基準値以下となっております。

今回の円卓会議におきましては、18年度以降の結果なども含めて、グラフで示した資料を用意し、道のモニタリングを実施しております環境科学研究センターの職員の方から測定結果をもう少しわかりやすくお伝えできるようにしたいと考えております。

浄化槽の測定結果につきましては、先ほどの資料4-2にも含まれてございましたが、最後の6ページ一番下に記載されております。8月7日と3月17日の2回の結果が示されておりますが、3月17日のサンプリングの結果を4月8日にJESCOから胆振支庁に報告いただいて以降、水質の悪化の原因究明や、浄化槽の点検等を指示するなど、廃棄物処理法及び協定書に基づき、水質改善に向けて対応しているところでございますが、今後も引き続き室蘭市と連携の上、できるだけ早く水質が改善されるように、必要な指導・助言に努めてまいりたいと考えています。

資料にはございませんが、21年度のモニタリングにつきましては、基本的にはモニタリング計画どおり行うのですけれども、実は20年度のモニタリングにつきましては、主にJESCOで実施していらっしゃる、資料7の結果で言いますと、2ページ、3ページの項目は、計画よりも運転開始初年度ということで、測定回数をかなり増やしております。

例えば、2ページの大気では、右側から二つ目の欄の頻度のところに年4回とございますが、実際には8回やるなど、相当、頻度高く実施しておりましたけれども、21年度からは、これらの数値に特に問題があるような傾向ではなかったということもございますので、回数を計画並みに減らす計画でございます。

それから、モニタリング計画におきましても、一部、稼働後に1回測定した結果、非検出項目については、以降測定不要と整理している項目がございます。

資料7でいいますと、5ページの悪臭の表にあります「その他特定悪臭物質」と呼ばれる一連の項目や、最後のページにあります最終放流口の水質の項目、「その他有害物質」というものですが、こちらは稼働後に1回測定した結果、非検出であれば以降は測定不要とされている項目でございますので、20年度の結果、いずれも検出されなかったということで、21年度は実施しないこととしております。

以上でモニタリング関係の報告を終わらせていただきます。

最後に、資料8でございます。

日本環境安全事業株式会社北海道事業所に対する立入検査の実施状況でございます。

平成20年度は、前報告したとおり、年度内に8回実施しておりますけれども、21年度は、これまで2回実施しています。

まず、4月30日は、先ほどJESCOからご説明がありましたけれども、浄化槽処理水

の放流を停止という電話連絡を受けた直後に実施し、その後、約1カ月たった5月29日に2回目を実施しております。

いずれも、室蘭市と胆振支庁の合同で立入検査をしています。

内容は、資料に書いてございますとおり、浄化槽処理水の放流停止や仮設貯水槽への貯留状況の確認、維持管理状況の聞き取りなど、浄化槽の水質改善に向けた取り組み状況の確認を重点的に行っております。

廃棄物処理法や協定書による指摘事項は特にございませんでした。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

【委員長】

それでは、資料6から8まで、モニタリングの関係と立入検査について説明がありました。質問等はありませんか。

【委員】

水質のダイオキシン類濃度についてお伺いしたいのです。資料7になります。

排出先の海域として、0.05ピコグラム程度の指標が一つと、室蘭海域でST4についてもほぼ同様の0.05ピコグラム/リットルくらいのオーダーになっていて、環境基準値の1ピコグラム-TEQ/リットルとの比較が載っております。

それに対して、2ページに水質の最終放流口について数字が載っていますが、年平均が0.18、海域のあたりに比べて10倍近い、1けたオーダーが違う数字になっております。ダイオキシン類については、環境基準と比較する場合と排出基準と比較する場合の2通りの計算方法があると思います。

それで、海域については、恐らく、環境基準の方の計算方法を使用されていると思いますけれども、排水については、どちらの計算方法を使用されているのか。横に参考値として環境基準値1が載っていますが、環境基準と同じ方法で計算されているのかということです。

細かいことで申しわけないのですが、お願いします。

【JESCO】

安全対策課長の中尾です。

ご指摘のとおり、ダイオキシン類については、2通りの計算がございます。

我々の方で出しているのは、定量下限値未満の項目につきまして、すべて定量下限値の2分の1の値を足した数値でございます。ですから、実際にはもう一つの定量下限値未満の数値を全部ゼロとってしまう計算方法に比べると1けた以上大きい数字が出ているのが実態でございます。

【委員】

それでは、この海域の数字と最終放流口の数字は同じ計算方法で出された数字ということで間違いはないでしょうか。

【JESCO】

道の方の計算については即答できません。

【委員長】

道の方でわかりますか。

【事務局】

道の環境科学研究センターで実施しているものにつきましては、勉強不足で今すぐに答えられませんので、センターに確認した上で、次回に回答ということでよろしいでしょうか。

【委員長】

では、そういうことでお願いします。

【事務局】

いずれにしても、次回、環境科学研究センターの職員に出席を求めるようにします。

【委員長】

どうぞ。

【委員】

この前、日にちは忘れましたが、室蘭市で市民説明会がありました。私は、PCBが世界的に問題になったのは、生物濃縮であると。生物濃縮が起こるとということで大問題になったわけです。それで、いろいろなことがわかってきて、通産省が70年代に、とにかく製造をやめる、保存せよというふうなことが起こったわけで、このもとになるのは生物濃縮なのです。世界的にも、学問的にもそうなのですが、PCBはものすごく生物濃縮するというのは皆さん知っているとおりで、なぜ環境モニタリングに生物濃縮の項目を入れているかということをお私に質問したら、いろいろ言うておりましたけれども、やらないとは言っていないのです。これはやるつもりがあるのかどうなのか、ぜひやってもらいたいと思っているのです。それは検討していただきたいと思います。

【委員長】

わかりました。では、次回以降にどうするかを検討しましょう。

【事務局】

ただいまのお話でございますが、前回、3月26日の報告会の中で委員からもお話がありました。その際、環境科学研究センターの職員からも、生物モニタリングにつきましては、基準等が定められていないということや、形態によっていろいろ個体差が結構あるということで、現在のところ、測定結果の評価が難しいということで測定項目としていないという説明があって、具体的に北海道事業所で監視をやるかどうかということは円卓会議の中で話しされたいかがでしょうかという回答だったと思います。

これにつきましては、例えば、北九州の事業所では、ムラサキインコガイを対象に生物モニタリングをしているという情報を収集しておりますが、その情報によりますと、年度によりまして2月ぐらいにPCBとダイオキシンについては1回測っているようです。年によってかなり変動があるのは確かなようでございますので、今後、その辺の情報もまた収集して検討したいと考えております。

【副委員長】

今、表2について 委員からご質問があった点に関してです。

資料7の2ページ目ですが、雨水幹線の排水路のPCBの濃度は、一番最後の2月、3月で1万4,000くらいと、ほかの時期より1けたくらい上がっています。私の認識では、3,000くらいが全体的なオーダーだと思っています。ここの濃度を見ていくと、110とか180くらいで始まっているのですが、最後の2月、3月で2けたくらい上がって、1万2,000、1万4,000くらいのPCB濃度になっています。もちろん、これは基準以下ではあるのですけれども、ダイオキシンの量も先ほど話にあったように、0.18とかなり高いのです。それで、要するに、PCB由来のダイオキシンなのかどうかということ一度見た方がいいのかなという気がするので、2のダイオキシン類の中身のデータ、コプラナーPCBの量などを、次回ご説明いただくときに、ある程度示していただければと思います。

もう一つは、これは施設から出てくる放流口で測られていると思いますが、底質の場合は上流と下流で測られているのですけれども、水質は基本的に1カ所だけで測っているのですから、この施設から出てきた排水によって数値が上がっているのかどうかというチェックができないのではないかと思います。ですから、この濃度のレベルが問題になるとは思わないのですけれども、ダイオキシンのレベルがちょっと高いところを見ると、このくらいの濃度の基準値に近いところまで行った場合には、例えば上流と下流をもう一度測って、この施設由来じゃないと。安心のためといいますか、そういうことはある程度は必要かなと思います。そのデータの取り扱いで、特に水質だけ1カ所だけですので、この施設の前後ということ言うと、もう一カ所くらい増やすということもご検討いただければと思います。

これは意見です。

【委員長】

それも次回にお願いします。

それでは、その他として資料が幾つかありますので、それについて説明をお願いします。

【JESCO】

資料9についてご説明いたします。

前回の監視円卓会議の場におきまして、2月に発生した2件の不休災害についての質問として、運転会社に対して安全教育プログラムつくるということをこちらから説明した際に、どのようなものかというご質問がありましたので、それについてご回答いたします。

運転員に対する安全教育プログラムの概要ということですが、その中で、下線部について従来から追記した項目でございます。

2の評価対象として、新入社員などの対象者についても記載しております。

3の評価時期、新入社員のOJT、他班への作業応援時における着手前の評価というところを追加しております。

さらに、4の評価方法についても、特別な業務としての評価ということで、この前の2月の不休災害のときに直接取り扱っていたセーバーソーやチゼル、それに加えて同じエリアで扱う他のツール用いての手解体作業についても追記しております。

ということで、安全教育プログラムを改訂しているところでございます。

以上でございます。

【JESCO】

最後になりますが、資料10の用語集をごらんください。

今回、円卓会議の委員に新しい方が出られるということで、用語集をつくってみました。私どもは、できるだけわかりやすい言葉を使いたいと思っておりますが、どうしても専門用語を使わなければいけないところがありますので、このようなものをつくらせていただきました。

表紙をめくりますと、索引が載っております、ア、イ、ウ、エ、オ順に書いております。

二、三、説明させていただきます。

3ページを見ていただきますと、中段にオイルスクラバーが載っております。

きょう、施設をご案内したときに、真空加熱炉の中で素子を加熱し、PCBが蒸発します、それを後ろのオイルスクラバーというものでとらえますという説明をしました。オイルスクラバーとは何ぞやということ、こちらにイメージ図と言葉で説明させていただいております。

それから、8ページの下の方に、コンデンサの絵を載せております。この中には、碍子とか素子とかプレスボードを書いております。コンデンサの構造を示しておりますが、素子と

は何ぞや、プレスボードとは何だろうと。さらに追求しまして、例えばプレスボードであれば、17ページの下から三つ目にプレスボードと載っておりまして、紙を圧縮して板状に整形したものだよという形で注釈が載っております。こういうことで、円卓会議に持参するのは何かと思いますが、ふだん時間のあるときに見ていただければと思っています。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

今の資料9と資料10について何か質問はありますか。

【JESCO】

なお、この用語集は、北海道事業所での用語集です。ほかでこの言葉が通じるかということ、ちょっと違うと思っていますので、取り扱いはよろしくをお願いします。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問がないようですので……。

【委員】

済みません。

これからどんどんPCB廃棄物が搬入されてくると思いますが、一番心配しておりますのは、室蘭市においては、フェリーが全くだめになりまして、運搬についてもこれからだんだん大変な状況になってくるだろうと思いますが、そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

増設施設につきましては、室蘭市とJESCOの意見が合えば、すぐにでも可能なのだろうと思っていますが、ここら辺は、私も室蘭市民として責任を背負っているわけですから、室蘭しに対していい状況であるように、増設の方をお願いしたいと思っています。

運搬の方について、お願いします。

【JESCO】

私ども受ける方からは、例えば、資料3-2を見ていただきますと、受け入れ状況と書いております。平成20年5月から道内あるいは道外から受け入れています。これらを受けるには、フェリーで搬入したものもございますが、1日にトラックが私どもの施設に1台から4台くらい日々入っております。処理量がだんだん増えておりますので、これまでは土・日は入れておりませんでした。フェリーの問題は別にしまして、土・日の日中も受け入れて処理台数を確保していきたいと思っています。

ご質問の趣旨は、フェリーの話、あるいは、鉄道輸送の話ではなかったかと思いますが、それについては、私どもは直接タッチはできませんが、私どもとしては、いつ何どきでも処理物はできるだけ確保しておきたいので、できるだけ幅広い輸送機関を確保できればありがたいと思っています。

直接の答えにならなかったかもしれませんが、以上です。

【委員】

東北からの輸送に関しては、やはり船だろうという話も出ていたと思うのですが、それは今のところは余り考えないということで、鉄道輸送にするということですか。

【JESCO】

今は、鉄道とフェリーで、青森と函館の区間はフェリーを利用しています。さらに、室蘭航路が復活すれば、私どもとしてはさらにありがたいと思っております。

【委員】

しょうがないですね。函館の方まで回らなくても、すぐそこにありますから、船を利用する場合は、この際、やはり復活させるという考え方も少々あると思いました。

【委員】

その他で、よろしいでしょうか。

きょう初めて出席しました　　でございます。

各論が始まると、きっと議論の中に入っていけないと思ひまして、私のスタンスを原稿にしてみましたので、3分くらい、時間をいただきたいと思ひます。

人の勧めもありまして、委員に応募いたしました。先日、公募委員の委嘱状が届きまして、間もなく会議案内、資料、円卓会議だより等が送られてまいりました。目を通してみまして、今まで私の知識になかったことばかりでありまして、語弊がありますけれども、安易に応募したことを大変に後悔しております。

私事になりますけれども、約40年間、会社あるいは商業協同組合の経営に携わってまいりまして、PCBにつきましては、本当に新聞紙上で「PCB」という文字を目にするだけでありました。

しかし、応募した責任として、会議で1回くらいは発言する責任があるかなと思ひまして、今、原稿を読んでいるところではありますが、そのために第1回から14回までの議事録を読みました。大変難しく、私の頭の中にはほとんど残りませんでしたけれども、委員長を初め、委員の皆さん、JESCO、行政の方々の熱気は十分に感じ取ることはできました。

応募の原稿に書きましたけれども、30年ほど前の78年に東海原発、79年に玄海原発、10年ほど前に泊原発を視察した経験があります。かすかに記憶にありますのは、制御室の

おびたしい計器類と東海、玄海原発の要員の多さでありました。泊は、計器類は一見同様でしたけれども、要員が随分と少なくなったなと感じました。

その間、20年ですから、計器類のIT化に伴う進歩、フェールセーフ機能、要員の軽減と学習効果等々を考慮すれば、当然、減るのかと思いますけれども、それが適正な要員配置かどうかは疑問に思いました。

一方で、この間、設備、機器類、パーツ等の老朽化、劣化の問題があります。トラブル隠しやデータ改ざんの発覚等、明らかなヒューマンエラーもメディア等で報じられておりました。

原発といえども、株式会社の経営ですから、利益の追求が求められます。ここで経営効率と安全、利益と安全の確保という問題が生じると思います。JESCOと原発の違いは、JESCOは操業が平成27年までと区切られています。原発は、エネルギー源としての役割をかなり長期的に依存されています。しかし、双方とも求められていることは安全の確保であり、それは国民に、地域住民に、あるいは、携わるすべての人々への約束事であります。

議事録を読んでいて、なぜこうも小さな事故が、小さくて幸いだとも言えますけれども、多発しているのか。ここの事業所だけのことではありません。他も含めてですけれども、数年しかたっていない建物の雨漏りや、200カ所もの不完全なボルト締め、ふたのボルト締めの不完全さによる液漏れ等々、大事故への引き金にならなければという思いがしております。

最近の事故や事件の特徴としまして、製造メーカーだけでなく、金融サービス業等で人材育成に以前ほど時間とお金をかけなくなったと指摘する人がいます。際たるものは、技術の伝承に影響が出ていると言います。しかし、今でも、労働生産性の高い企業は人材育成にそれなりの費用と時間をかけていると言います。人材育成には教育と訓練が不可欠です。しかし、その効果は短期間ではあらわれにくいわけです。

先ほど、JESCOの操業は27年までと言われているというのを特徴の一つに上げましたが、社員の皆様にそのことは心理的に関係ないのでしょうか。6年後の正社員、派遣社員はいないというふうに伺っていますが、その後の身分等はどういうふうになるのでしょうか。

また、原発や自動車、食品産業のみならず、場合によっては生命の危険を脅かしかねない事業者に安全文化が十分に浸透していないと指摘する人がいます。経営や事業の世界で安全文化という思想を初めて私は知りましたが、すばらしい考えだと思います。

これがすべてとは言いません。これも一つの考え方であると思います。今後のJESCOの安全操業を願うばかりでございます。

これが、私のきょうの発言でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎましたので、本日の議事を終了して、事務局にお返しします。

【事務局】

眞柄委員長、大変長い間、ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、本日は、限られた時間の中ではございますけれども、貴重なご意見をたくさんいただき、本当にありがとうございました。

次回の監視円卓会議は、おおむね8月の開催を予定して進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方には改めてまたご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします

5 . 閉 会

【事務局】

本日は、ご出席をありがとうございました。

以上で本日の会議を終了いたします。

以 上_